

事業所名		港区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
0 相談支援事業所の概要		平成28年度				平成29年度			
0-1 実施状況について		平成28年度				平成29年度			
事業所の概要	法人名称	社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会							
	法人所在地	大阪市港区波除5-7-6 ハイツニッセイ201							
	事業所名称	大阪市港区障がい者相談支援センター							
	事業所所在地	大阪市港区波除5-7-6 ハイツニッセイ101							
	電話番号	06-6585-2211							
	実施曜日	月～金							
	実施時間	9:00～17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業							
	実施法人で実施しているその他の事業	◇受託事業：精神障がい者社会参加活動振興事業(大阪府)・茨木市精神障害者移動支援事業者養成研修会 ◇協力事業：就労支援IT講習会・大阪ピアヘルパー連絡会 ◇共同組合事業：エルチャレンジ ◇施設運営事業：ふれあいの里・地域活動支援センター(生活支援型)・就労継続支援B型・共同生活介助 ・指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業							
	事業所の特長	平成27年4月より大阪市区障がい者相談支援センター事業を受託し、大阪市港区波除地区において拠点を構えて事業開始した。当法人は昭和46年より長年、精神保健福祉分野にて精神障害者の社会復帰促進と権利擁護のために尽力してきた。長年のノウハウを生かしながら障がいの生活史を尊重し、自主性及び主体性に重点を置き「自分らしい生活」の自己実現に向けて支援を行っている。							
0-2 事務室等について		平成28年度				平成29年度			
事務室 相談室 その他	事務室	18.0㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用		
	相談室	10.0㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用		
	その他	7.0㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用		
0-3 職員の状況		平成28年度				平成29年度			
	常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員		
	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	
	1人	2人	1人		1人		1人	2人	
0-4 職員の勤務体制		平成28年度				平成29年度			
		特定相談支援事業と一般相談支援事業所を業務で4名体制で行っている。 【港区障がい者相談支援センター】 (月～金) 午前9時00分～午後5時30分 【指定相談支援事業】 (月～金) 午前9時00分～午後5時00分							
0-5 ピアカウンセリングの実施状況		平成28年度				平成29年度			
精神 身体	障がい名	実施曜日	実施時間		障がい名	実施曜日	実施時間		
		不定期(要望に応じて業務時間内に対応)	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)		精神	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)		
		不定期(要望に応じて業務時間内に対応)	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)						

1 事業運営全般	平成28年度	平成29年度
1-0 理念・基本方針	<p>昨年度の理念・基本方針に追加し、当法人の原点である「精神障がい者の社会参加と社会復帰支援を支援する」という基本理念を踏まえ、「人権問題」の視点たち、精神科医療保健福祉に関する行政の施策及び全ての障がい者施策、各種法令における施策を推し進めるという使命を深化させ、実行していきたいと考える。精神障がいのある方々は、明治以来の棄民政策の対象として人権を侵害され続けており、現在もお社会的入院が存続し、精神科病床が減少していないことから、人権侵害の渦中にある。この現実を真摯に受け止め、人権と社会正義を擁護し支持することを追求する。</p>	<p>昨年度と同様、理念・基本方針をベースとして、平成30年度に障がい者総合支援法を始めとする法改正が行われるが、一体誰のため、何のための改革であったのかを充分に見定め、当法人の設立の趣旨に立ち返り今後も努力を積み重ねること。平成23年7月に成立した改正・障害者基本法では、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」等、目的や基本原則が盛り込まれているが、この基本理念が障害者総合支援法の理念として規定されていることから、地域社会における共生の実現に向けてということが大きなテーマとなっている。この理念の実現のため、今なお人権侵害の渦中にある障がい者の権利擁護を支持することを今まで以上に追求していきたいと考える。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

1-1 運営体制		平成28年度		平成29年度	
1-1-① 事業運営の評価		評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）		評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）	
事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取り組みを示すものとして、委託期間全体を通じた計画が定められている。	4	基本的に昨年度の事業理念・基本方針を踏襲し、法人内において、中・長期的な話し合いや検討を行い、具体的な取り組みにかかる計画を策定した。	4	計画策定は行っているが、年度途中で優先的に取り組まなければならない課題が抽出された場合に、すでに策定した計画を見直すことができていなかった。その結果、それぞれの課題に取り組んでいるものの、今、どのような位置にいるのか、どこまで成果が出ているのかを把握できていなかった。	
		制度の変更はもとより、地域課題や情勢の推移を見据え、また法人として求められることを踏まえて取り組むべき課題を盛り込んだ計画の策定を進める。		制度の変更はもとより、地域課題や情勢の推移を見据え、また法人として求められることを踏まえて取り組むべき課題を盛り込んだ計画の策定を進める。3年間という短期間に事業の理念・基本方針を実現するために、課題をひとつずつ解決する進行表を作成するなど、PDCAサイクルを利用した進行管理のシステムの構築を進める。	
		残りの委託期間を踏まえ、取り組むべき課題の選択を行った。初年度は相談支援事業所連絡会を立ち上げたが、28年度においては、自立支援協議会の活性化を目指し、協議会のあり方検討会を重ね、次年度の協議会の方向性を打ち出した。		前年度の課題を抽出し、年度ごとの事業計画を策定している。顕在化していないニーズの掘り起こしへの具体的な取り組みができていなかった。	
委託期間全体を通じた計画を踏まえて年度ごとの事業計画を策定している。	4	中・長期的な経営計画を策定することに加え、それを踏まえた年度ごとの事業計画を策定できるよう検討を重ねる。	4	平成30年度における障害者総合支援法の法改正を見据え、年度ごとの事業計画策定の中に、顕在化していないニーズの掘り起こしについて、どのように把握していくことができるのかを検討し、具現化を目指す。	
		平成27年度に前受託法人から引き継いだ際の課題に加え、通常業務や相談支援連絡会、自立支援協議会で議論された課題を常に整理し、事業へ反映させている。		4	一連の自己評価のプロセスを終えて、総括で見えてきた課題および、自立支援協議会出席者からの意見等を反映させたものを次期計画に盛り込む。
事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	4	区センターとしての役割を意識した事業実施に努め、その結果および地域の中で見えてきた課題を次年度（平成28年度）計画策定の際に盛り込む。			

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

1-2 適切な相談支援の実施		平成28年度		平成29年度	
1-2-① 自己決定の尊重		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
	必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	4	障がい特性に応じた対応を心がけて実施している。利用者が求める相談や情報を提供しているが、ただ社会資源や制度を紹介するだけではなく、必要な情報を整理して提供し、利用者からの希望があれば社会資源への同行なども実施。自己決定に時間を要する利用者に対しては、焦らすことなくご本人の気持ちに寄り添うことを重要視しており、保護者や支援者への説明についても徹底して取り組んでいる。また、受託初年度ということもあるが、相談員としてのスキル不足を痛感させられる場面も多く、日々の支援を通して制度やサービスに精通するだけではなく、「障がいとは何か？支援とは何か？」を振り返るため、ケースレビュー等を通じて自己研さんに努めている。 次年度も今年度と同様の取り組みを継続して実施し、研修や勉強会への積極的な参加を行う。	4	事業所案内のリーフレットなど、書面やタブレットによる提示や、口頭による言語的な説明だけではなく、その事業のことをよく知らない、初めて知る方に対しては、実際の見学や体験、経験する機会を作り、より主体的に自己決定ができる環境を提供するよう努めた。 昨年度の取り組みに加え、区内事業所の特徴等、利用者が知りたい情報について統一的なシートにまとめ、より選択しやすくなるよう、港区独自の事業所一覧の作成等を実施していく。
1-2-② エンパワメントの重視		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	3	エンパワメントの観点において、個人と環境のマネジメントは不可欠である。障がいのある人たちが個人が望んでいるか否かに関わらず、支援者主導でマネジメントを試みようとする例は少なくない。エンパワメントが図られるためには、障がいのある本人が望まないマネジメントであったり、本人抜きのマネジメントは許されることではない。エンパワメントとは、あくまでも本人の意思により望まれた結果として進んでいくものであるため、当センターではアドボケートの立場として、まず本人の思いに寄り添い、個人だけではなく環境（行政、家族、支援者等を含む）へのアプローチを実践している。 次年度も今年度と同様の取り組みを実施し、周りの支援機関や環境への周知・啓発を積極的に行っていく。	3	エンパワメントを実践理念として捉えたときに、そこには大きなパラドックスが生じることが問題視されてきた。すなわち、エンパワメント実現のために支援者が介入すると依存関係が増幅するというものである。「諸般の事情で支援者がエンパワメントのために介入しざるを得ないが、エンパワメントが支援者の援助により与えられたものになってしまうこともある」ということを常に支援者自身が認識し、援助者と利用者間のパートナーシップについて複数の目で点検する機会を設け、支援者主導にならない支援を常に追求することを継続している。 平成29年3月に厚生労働省から「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が示されているが、本人の意思により望まれた結果を追求するため、リスクや失敗を犯す本人の自由を支えること、本人のリスクやクライシスに関して、それを常に本人とコミュニケーションしサポートすることを実践していく。
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
	手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	3	iPadを導入。例えば、GH見学に同行する際、動画で室内等を撮影し、後日、ご本人との振り返り場面で活用した（特に発達障害では、短期記憶の領域とワーキングメモリの領域が狭いといわれているため、一度に沢山のことを覚えられない、または覚えても直ぐに忘れてしまう、記憶自体をしても、適切にその記憶を引き出せなかったりする、といった特性に対しての配慮） 日本の慣れない環境の中で不応や何らかの生きづらさを抱えている外国籍の方への対応手段についての検討及び改善に向けた行政（担当課）との連携の強化を図っていく。	3	自己評価の詳細の変更点は特に無いが、次年度への取り組みは下段の通り。 昨年度の取り組みの成果が上がっていないので、今年度も継続する。点訳・音訳された資料や視覚的にイメージしやすい資料の整備だけではなく、本人が望むコミュニケーション手段について多様化させるための努力をする。
	一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	4	著しく意思伝達に制限のある利用者に対しては、自宅や日中活動場所へ必要に応じて訪問し、ご本人との対話の機会を設けるようにしている。その場合、まずはご本人に安心できる存在であると認識していただけるよう、ご本人の興味や関心のあるエピソードに寄り添うなど配慮をしている。それと並行して、ご家族や支援者など周囲の方々より、固有のコミュニケーション手段やサイン等を教えていただきながら、時間を十分かけてご本人との対話をできるように心がけている。 次年度も今年度と同様の取り組みを継続し、より適切な対応を行うために、その人の障がい特性をより深く学び、各種ツール（コミュニケーションツール）を増やしていくことを心がける。	4	今まで同様の取り組みを継続しつつ、センター内で個々のケース対応や、その方固有のコミュニケーション手段やサインを共有することに努めた。 これまでの取り組みに加え、支援を展開する中で、その人の固有のコミュニケーション手段やサインを発見できた場合には、対応した職員だけではなく、センター内で共有し、どの職員が対応することになっても、その人にとって安心してコミュニケーションを確保できる環境を目指す。

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

<p>意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。</p>	<p>4</p>	<p>ご家族、また、その人が利用されている日中活動の事業所職員、ヘルパー、訪問看護等、ご本人をよく知る周囲の方にその方独自の意思表示の読み取り方やコミュニケーションの工夫について情報収集しながら、より丁寧に確認するように努めている。意思伝達に制限のある人で、その人の意向確認が必要な場合は、家族だけではなく、できるだけ他機関職員など連携し、多角的な視点からご本人の意思を尊重するように努めている。</p> <p>2014年1月に国連障害者権利条約を日本が批准したことで、成年後見制度の改革が不可避とされている。日本の司法書士会、社会福祉士会は、すでに意思決定支援を成年後見に組み入れる考え方を公表しているほか、日本弁護士連合会でも意思決定支援に関わる法制度の検討を始めているといった動きにも注目し、権利擁護は代弁活動が典型であるが、その究極の姿はどんなに重い障がいがあっても自分で自分の思いを他人や社会に伝えることができるようにする支援活動・セルフアドボカシーを目指す。</p>	<p>4</p>	
<p>1-2-④ 権利擁護</p>		<p>評価点</p>	<p>評価点</p>	<p>評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）</p>
<p>相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めていけるような支援に努めている。</p>	<p>3</p>	<p>問題解決力や様々な制度や支援を活用する力を高める支援の前段階として、利用者が自身の置かれた状況や問題に気づき、どのように生きていきたいのか、どのような生活を望んでいるのかということを整理し、主体的に意思表示できるよう、丁寧な聞き取りを行っている。さらに相談者のアドボカシーに努め、エンパワメントできるよう働きかけを常に意識している。また必要に応じて、成年後見制度等の活用もしている。</p> <p>次年度も今年度と同様の取り組みを継続し、支援者が誘導していないか？ 本人を置き去りにしてニーズの先読みをしていないか？等を常に意識した支援を中立的な立場で展開していく。</p>	<p>4</p>	<p>自己評価の詳細の変更点はないが、次年度の取り組みについては下段の通り。</p> <p>① 決定を下支えする十分な体験や経験（決定する経験）があり② 決定に必要な情報の入手・理解（統合）・保持・比較・活用がなされ③ 決定した意思が表出できる このような意思決定支援のプロセスを重視している。また、その人の認知力や理解力に合った説明方法が選択されているかを常に確認するとともに、正しく情報が伝わり理解され、自らの意思を表出できるように支援することを努力した。</p>
<p>人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。</p>	<p>4</p>	<p>障がい者差別、障がい者虐待が疑われる場合はもちろんであるが、支援の進め方において人権侵害が疑われる場合には、積極的に当該支援者・施設職員などへ助言を行う。</p> <p>今後、人権侵害が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、行政・関係機関・大阪市成年後見支援センター・法テラス等の専門機関と連携し、積極的な対処ができるように職員の意識を高めている。また、人権侵害であることに気づいていない、それが（人権侵害）は当たり前の状態なのだと認識している利用者の権利を擁護するとともに、本人がそれは人権侵害であることに気づき、セルフアドボカシーに繋がる支援を心がける。</p>	<p>4</p>	
<p>虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。</p>	<p>4</p>	<p>障がい者虐待が疑われるケースについては、本人証言や客観的事実に基づいて適切に通報し、また通報だけではなく、法テラスや無料法律相談等を通じて弁護士の調整を行うなど、本人の権利擁護に努めた。特に現行の虐待通報スキームでは、心理的虐待については認定されるハードルが高く、被害者（障がい当事者）の障がい特性が加味されるように今後も努めていく。</p> <p>区内における行政機関及び第三者機関、サービス事業所に虐待についての基本的な考え方を浸透させ、早期発見・解決できるように周知・啓発を行っていく。</p>	<p>5</p>	<p>自己評価の詳細の変更点はないが、次年度の取り組みについては下段の通り。</p> <p>引き続き、虐待の自己判断はせず、速やかに行政機関と情報共有を行う、迅速にかつ適切に対応するよう努める。また、障がい者虐待は身近なところで起きていること、また見えづらくなっていることを重く捉え、継続して虐待についての基本的な考えについて周知・啓発を行う。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

1-3 地域・他機関との交流・連携		平成28年度		平成29年度	
1-3-① 他の関係機関との連携		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
	担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	4	<p>港区保健福祉センター事務局と協働で自立支援協議会あり方検討委員会を実施、次年度の協議会の方向性を打ち出した。さらに既存の相談支援事業所連絡会を次年度から部会へ引き上げた。</p> <p>自立支援協議会あり方検討委員会において、港区としての協議会の方向性について合意形成ができたが、次年度からは実際にケース検討を導入するなどをして、地域の課題の吸い上げと整理、課題についての協議を具現化するための取り組みを行う。</p>	4	<p>自立支援協議会の定例会について、運営委員会と定例会をより効果的に運営するため、これまでの3回から5回へと開催頻度の見直しを行った。また、運営委員会の委員数を増員し、各分野からの意見を取り込み、様々な提案をするなど活性化に努めた。</p> <p>これまでの取り組みは継続し、港区に必要な部会を設立し、より協議会の活性化（相談支援体制の構築）を目指すための努力を行う。</p>
	協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	2	<p>事業所単体で支援が完結することのないよう、必要に応じて他の機関や事業所と積極的な連携に努めている。</p> <p>次年度は新しい団体に参画していただけるよう理解を求めていく。</p>	2	<p>関係機関や関係団体との協働の中で、信頼関係・連携は深まっている。また、支援を通じて地域との顔の見える関係を構築できている地域もあるが、限定的であった。</p> <p>関係機関や関係団体との協働のみならず、地域の町会とのつながりも重視して、連携強化に努める。</p>
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
	相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	3	<p>相談支援事業の浸透率がまだまだ低いこと、高齢の親御さんが障がいを持つ人と同居し、何のサービスや制度に繋がっていないケースも多いこと、精神障がいを持つ人への相談支援が不十分であったことなど、港区の障がい者を取り巻く状況についてはおおむね把握できている。しかしながら、まだ1年目のセンターであるため、センター内の支援で完結するのではなく、相談支援事業所連絡会等を通じ、港区内の様々な支援機関から情報提供を受けながら、課題や情勢等を把握するよう努めている。</p> <p>しかしながら、まだ1年目のセンターであるため、センター内の支援で完結するのではなく、相談支援事業所連絡会等を通じ、港区内の様々な支援機関から情報提供を受けながら、課題や情勢等を把握するよう努めていく。</p>	3	<p>自己評価の詳細の変更点はないが、次年度の取り組みについては下段の通り。</p> <p>当センターの職員が、相談支援部会や地域ケア会議等に参加し、地域の把握や障がい者を取り巻く状況把握に努めることを継続する。また今後は、各分野の部会を立ち上げ、それぞれの視点からの地域課題の把握に努めること、またセンター独自のアウトリーチ活動を企画する。</p>
	障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	2	<p>昨年度の活動に加えて、不定期ではあるが居宅介護支援連絡会（ケアマネポート）や地域包括支援センターの会議などへ参加し、地域ニーズの把握と連携に努めている。</p> <p>次年度も今年度と同様の取り組みを継続して実施する。</p>	3	<p>港区障がい者相談支援センター、包括支援センター、見守り相談室、生活困窮者自立支援事業など、区内の相談支援機関で月1回会議を行っている（みなまるネット）この会議体をどのような形で展開していくのかなどは今後の課題である。</p> <p>障がい者自身・またその親の高齢化に伴い、地域包括との連携も増えてきており、地域ケア会議や包括単位での勉強会への参加も行ってきた。今後も障がい者支援機関の枠にとらわれず、地域の各種機関との会議等には積極的に参加し、幅広い連携ネットワークの構築やニーズ共有に努める。</p>
	アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	2	<p>健康フェスタの「障がい相談コーナー」を設けて、地域の情報収集と相談にも応じた。</p> <p>何のサービスにも繋がっていないケースについての掘り起こしが不十分であるため、地域包括支援センターなどと連携しながら、具体的なアウトリーチ活動についての実施を検討する。</p>	3	<p>積極的なアウトリーチ活動については、再度、具体的な実施について検討が必要である。</p> <p>港区では500人程度の方がセルフプランであるが、現在の生活で困っていないかどうかの確認のため、27年度にも実施した要領で全ての方への戸別訪問を検討している。また、障がい者支援機関以外の会議や町会の集まりなどにも参加をし、積極的な情報収集を行い、ニーズの把握に努める。</p>

1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	3	適宜、最新の情報収集を行い、新しく立ち上がるサービス提供事業所の把握に努めている。また計画相談支援事業所連絡会において、情報交換を行い把握している。	4	新規事業所の開設時には積極的に見学や事業内容の把握に努め、また普段の支援ケースや、相談支援事業所連絡会で提示されるケースからも、資源の把握・連携強化を務める。資源としては、フォーマルな資源だけではなく、インフォーマルな資源についても把握していく。	新規事業所の開設時には、積極的に事業内容を把握するだけでなく、相談支援部会にお越しいただき、PRの時間を設けるなど、地域の中でも共有できるように努めた。
		次年度も昨年度の目標を踏襲し、取り組みを継続する。			
	2	港区社会福祉協議会が実施する福祉教室に参画及び共同にて、三先小学校にて実施した。	3	行事・会議やケースを通じての情報収集や連携は行っているが、定期的には行っていない。	港区社会福祉が実施する小学校における福祉教育等は、今後も継続して協力し、その取り組みの一環で、それぞれの障がい当事者の方からお話を伺う機会を増やすなど、実際に対話を通じての障がい理解に繋がるような企画を検討する。
		地域の小中学校や高等学校、ハローワークとの連携が希薄であることへの反省から、新たな繋がりを模索していく。例えば、必要に応じて、区の自立支援協議会への参画を依頼し協働していくような体制を整える。			
民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	4	ケースを通じて、地域ネットワーク委員と密に連携をとり、本人の生活が安定するような支援に努めた。また、大阪ボランティア協会・港区社協と連携し、希望する利用者にボランティアが利用できるような支援を行った。	4		
		日々の支援の中で、更にネットワークを広げていけるよう努めるとともに、地域のイベントに積極的に参加し、ボランティア団体とも必要に応じて協働していく。			
駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	3	区内の主な公共施設、民間施設のみならず、医療機関についても把握している。	3	自己評価の詳細の変更点は特にないが、次年度の取り組みについては下段の通り	
		随時、最新の情報へ更新するよう努める。		引き続き、意識をして積極的に最新の情報収集に努めるとともに、障がい者用エレベーターやトイレなどには使いつらさなどがないか、障がい当事者の方の声を集約する取り組みを検討したい。	

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取組み	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	2	<p>居宅介護事業所などに働きかけ、相談支援事業所の開設に向けて助言等を行っている。また、介護保険との併給ケースにおけるプラン作成の際、障がいのプランは立てられないといった事業所も多いため、ケアマネージャーに障害福祉サービスのプラン作成についての具体的な助言を行った。さらに、「支援が支援者主導になっていないか？本人の意向が反映されているか？本人の権利が守られているか？」といった疑問を投げかけ、障がい者の支援に対する意識の「改善」に取り組んだ。</p> <p>昨年同様、既存の社会資源や制度の枠組みからこぼれ落ちてしまうケースはどのような課題を抱えているのかを整理し、新たな社会資源や制度化に向けて、大阪市へ提言していく。港区内の特定地域におけるヘルパー確保が難しい状況が課題として挙がっているが、今後もこの課題に対するリサーチを進めつつ、行政とも連携しながら、社会資源の改善・開発に取り組む。</p>	3	<p>自己評価の詳細の変更点は特にないが、次年度の取組みについては下段の通り</p> <p>南市岡居住支援法人（住みサボ）と協働し、シェアハウスや緊急時の受け入れ先などについて、どのような可能性があるのか、どのような条件が揃えば実現できるのかなど協議を進め、新しい社会支援の開発を目指す。</p>
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけていることが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	4	<p>昨年の活動を継続しつつ、他市から転入された多問題を抱え、問題が長期に渡って継続している事例について、当センターが特定相談として担当し、積極的な支援・対応を行っている。また、数年間にわたり停滞していたケースへの積極的な取り組みを行い、民生委員や地区委員長を通じて障がいに対する啓発と地域から孤立を防ぐための対策を講じた（ゴミ屋敷状態の住居に高齢の母と障がいの息子が同居しており、具体的なサービスに繋がっていなかったケースなど）</p> <p>計画相談支援事業所連絡会や自立支援協議会において、ケース検討会議を行い支援の方向性を確認しあうなど、困難ケースに対して地域全体で取り組む体制を整えるために、「ケース検討」を取り入れる。</p>	4	<p>自己評価の詳細の変更点は特にないが、次年度の取組みについては下段の通り</p> <p>相談支援部会にて、ケース検討会議を行い、支援の方向性を確認しあう体制は確立しているが、地域全体で取り組むために、自立支援協議会においても「ケース検討」を取り入れるなど、具体的な取り組みや社会資源開発のための体制をつくるための努力を行う。</p>
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	4	<p>昨年度の活動に加え、地域包括主催の研修や居宅介護支援連絡会（ケアマネポート）などでも、障がい者相談支援センターの説明を行い、パンフレットを配布した。また、地域ケア会議で同席した地域の民生委員や地区委員長へも積極的にセンターの役割説明を行った。</p> <p>地域包括支援センターや各障がい者団体等との連携も強化し、地域の様々な活動への参加・参画に努める。</p>	4	<p>ホームページのリニューアルに時間を要した</p> <p>ホームページを立ち上げ、パンフレットも「区相談支援センター」と「指定特定」に分けて、より分かりやすいものを作成する。また、障がい支援機関だけではなく、町会などの集まりにも積極的に参加し、周知を行う努力をする。</p>
地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	3	<p>「区民祭り」や「健康フェスタ」への参加を通じて、地域住民との交流に取り組んだ。また、こころの講座の講演会では、精神障がい者の当事者が演者となり、障がい者が地域で共に生きていく意義を考え、啓発に取り組んだ。</p> <p>次年度も今年度と同様の取り組みを継続し、随時、地域における行事等の中で啓発活動に取り組んでいく。</p>	3	<p>人権協会主催の人権研修で、精神障がい者に対する理解を深めるための講演を行った。</p> <p>「区民祭り」「健康フェスタ」などのイベントに参加を通じて、地域住民との交流において、顔の見える関係を作り、些細な事でも地域住民の方から相談していただけるようなセンターを目指す。</p>

1-4 その他の取組み	平成28年度	平成29年度
		<p>①ケースレビューの実施 毎月第4月曜日に実施。新規・既存の相談ケースについて、センターとしての支援方針等を検討。また、新しい社会資源等の情報共有および困難事例の検討など。</p> <p>②ミーティングの実施 毎朝のミーティングを実施。ケースの進捗状況等の共有し、担当者以外でも対応できる体制作り。</p> <p>③法人内研修毎月1回実施 障がい者差別解消法、ソーシャルワーカーの倫理綱領、障がい者虐待防止への取り組み、事例検討、など。</p> <p>④外部研修への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者虐待防止研修 ◆基幹相談支援センター事例検討会 ◆障がい者差別解消法と合理的配慮についての研修 ◆権利擁護セミナー ◆発達障害の理解と対応 ◆相談支援研修(他区の連絡会の取り組みや状況についての研修、相談支援機関の連携に向けた研修) ◆躁うつ病の理解について、ひきこもり支援について ◆「傾聴」の基本を学ぶ ◆相談支援における対人援助の基本姿勢 ◆自殺に傾いた人への傾聴 ◆今だからこそ考える 人に縛られない生き方 ◆こころの病と向き合うときに大切なこと ◆障がい者差別解消条例と合理的配慮 ◆より良いサポートの共有に向けて ◆精神障がい者の相談支援について ◆相談支援の基本と事例検討 ◆相談支援従事者専門コース別研修基幹相談支援センター職員コース ◆自閉症・ASDの理解と支援 ◆精神疾患の特性から相談に求められること ◆行動障がいのある人の地域生活について ◆地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ ◆地域移行支援を利用した退院支援Bさんの事例を通して ◆養護者虐待によるネグレクト及び経済的虐待と判断した成年後見の市長申し立てをした事例 ◆相談支援従事者専門コース別研修指導者養成コース ◆障がい者・高齢者が虐待って何？ ◆高次脳機能障がいの理解について ◆LGBTへの理解、など。 <p>⑤機関紙発行 目的:区の相談支援センターの存在や取組み、法人の活動内容についての発信。</p> <p>⑥講師派遣 目的:精神障がい者の理解・啓発。人権協会での研修講師、また相談支援専門員の初任者研修におけるファシリテーター派遣。</p> <p>●研修受講後は区相内での報告・情報、知識の共有に努めてきたが、地域へのフィードバックができていなかったため、今後は既存の連絡会のみならず、港区障がい者相談支援センター主催となる勉強会などを企画運営していく必要がある。</p> <p>●区内の情勢や推移を見据え、ニーズに応じて連絡会・部会(居宅介護事業所・就労等)の立ち上げを実施するための土台作り(自立支援協議会の研修を通じて)</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

2 日々の相談支援業務			平成28年度					平成29年度											
2-1 継続支援対象者数			平成28年度					平成29年度											
①利用登録者(継続支援対象者)の実人数(指定相談支援を除く)			前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数									
障がい種別	身体障がい	視覚					0	0	0	0									
		聴覚					0	0	0	0									
		肢体	10	1	0	11	11	0	0	11									
		内部	3	0	0	3	3	0	0	3									
		計	13	1	0	14	14	0	0	14									
	難病					0	0	0	1										
	知的障がい	60	0	0	60	60	0	0	60										
	精神障がい	40	3	0	43	43	0	0	43										
	障がい児					0	1	0	1										
	重複障がい	22	0	0	22	22	0	0	22										
	その他	2	0	0	2	2	0	0	2										
合計		137	4	0	141	141	1	0	143										
②指定特定相談支援を実施した実人数			身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計							
			8人	15人	20人	7人	50人	6人	9人	12人	6人	33人							
2-2 相談支援内容			平成28年度							平成29年度									
①延べ相談件数			福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
障がい種別	身体障がい	視覚	利用登録者	19	0	0	0	0	15	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		それ以外	6	0	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		聴覚	利用登録者	7	0	1	0	0	25	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		それ以外								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		肢体	利用登録者	43	2	1	0	0	1	198	245	49	3	0	0	0	0	110	162
	それ以外	4	1	0	0	0	0	8	13	12	0	0	0	0	0	15	27		
	内部	利用登録者	8	0	0	0	0	1	9	8	0	1	0	0	0	0	124	133	
	それ以外	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	
	計	利用登録者	77	2	2	0	0	1	239	321	57	3	1	0	0	0	234	295	
	それ以外	10	2	0	0	0	0	10	22	13	0	0	0	0	0	15	28		
	難病	利用登録者	33	0	0	0	0	1	115	149	3	0	0	0	0	0	5	8	
それ以外	1	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	1	1			
知的障がい	利用登録者	263	2	23	0	3	1	482	774	185	13	0	0	6	1	486	691		
それ以外	27	1	0	0	0	0	45	73	14	2	0	0	0	0	56	72			
精神障がい	利用登録者	248	7	2	0	1	1	419	678	178	10	2	0	3	3	354	550		
それ以外	13	0	1	0	0	0	36	50	11	2	0	0	0	0	56	69			
障がい児	利用登録者								0	8	0	0	0	0	0	3	11		
それ以外	0	0	0	0	0	0	2	2	44	0	0	0	0	0	11	55			
重複障がい	利用登録者	106	2	12	0	21	0	283	424	22	0	0	0	3	0	455	480		
それ以外	5	0	0	0	0	0	12	17	3	0	0	0	0	0	10	13			
その他	利用登録者	4	2	0	0	0	0	14	20	21	1	0	0	0	2	49	73		
それ以外	10	4	0	0	0	0	16	30	3	4	0	0	1	0	42	50			
合計	利用登録者	731	15	39	0	25	4	1552	2366	474	27	3	0	12	6	1586	2108		
それ以外	66	7	1	0	0	0	124	198	88	8	0	0	1	0	191	288			
総合計		797	22	40	0	25	4	1676	2564	562	35	3	0	13	6	1777	2396		
②相談の実施方法			電話相談	来所相談	訪問相談	その他	合計	電話相談	来所相談	訪問相談	その他	合計							
			1813件	452件	251件	48件	2564件	1716件	346件	271件	71件	2404件							

2-3 日々の相談件数の分析	平成28年度	平成29年度
	<p>※記載なし</p>	<p>【相談内容の分析】※平成29年度末の障がい種別割合については次の通り</p> <p>障がい種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体 11.8% ・知的 60% ・精神 43.30% ・難病 1.1% ・内部 3.2% ・重複 22.15% ・児童 1.1% ・その他 2.1% <p>●新規相談ケースについては、初年度から継続して精神障がいの相談が増加傾向にある(包括や見守り相談室からの相談も増加)今後もこの傾向が続くことが予測されるため、相談支援事業所を含め、精神障がい者が安心して利用できる社会資源の拡充が課題であると考えます。</p> <p>●障がいのある人と高齢の親が同居しており、30年近くの引きこもり状態で何のサービスにも繋がっていないケースなどもある。その場合、親に認知症疑いなどのケースも多く、訪問を繰り返すもドアを開けてもらえない、また面会はできて、サービスへの強い拒否などがあり、支援開始までに時間を要するケースが増加しており、単一の事業所だけでは支援に限界があるため、様々な職種によるチームアプローチが必要であると考えます。</p> <p>●緊急でショートステイを利用しなければならないケースの相談も多いが、即日利用できるショートステイを探すことが非常に困難である(昨年度に引き続きの課題として) 今後は、ショートステイだけに限定せず、あらゆる入所施設に対して、どのような体制や条件が整えば、緊急ショートステイの受け入れが可能になるのかについてヒアリングを行い、必要時に対応できる体制を作る取り組みを進める。</p> <p>●養護者虐待、経済的虐待などを疑うケースも増えており、困り込み等が疑われる事業者も多い。潜在的にはもっと多くの虐待ケースがあると思われるので、本人のアドボカシーが重要になっている。実際の虐待ケースに関わることも増えていますが、通常のケアマネジメントではなく、虐待の状態を一刻も早く解消するための初動対応の迅速さが必須となるため、改めて</p> <p>●相談を受ける中で、親や支援者主導のパターンになっているケースが多く見受けられるため、本人のアドボケートとしての役割を重要視し、支援に努めている。</p> <p>●入所系サービス利用の相談が増加(背景には親の高齢化に伴う障がいを持つ子の高齢化)</p> <p>【相談経由機関】行政機関(区の保健福祉担当・虐待担当・子育て支援・生活支援・総務課)や地域包括支援センターや居宅介護事業所からの相談、また病院(一般病院・精神科病院)やリハビリテーションセンター等の機関からの相談も増加している。平成29年度は、障がい児のみならず、障がい者(親)の出産ということで、子ども相談センターとの連携、また相談も多数寄せられた。支援内容としては、福祉サービスに繋がるまでの支援や制度・社会資源の情報提供、社会生活力、権利擁護、事業所との調整など多岐にわたる。また、障がいのある人の高齢化に伴い介護保険と障害福祉サービスの調整支援も増加、地域包括支援センターとの連携が多くなっている。</p>

3 区における地域課題について		
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	平成28年度	平成29年度
	※記載なし	<p>①当区では、計画相談支援の利用率もH30年7月時点で42%に留まっている。既存の相談支援事業所は9カ所であるが、新規事業所は立ち上がっていない。選定会議では、他区からも相談支援事業所に参加を依頼しているが、どこの事業所も手一杯で、受け入れができない状態。計画相談を希望している利用者が計画相談を利用できないことが課題であると考えている。</p> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内相談支援事業所に対する選定会議参加呼びかけ ・市内の社会福祉法人等の積極的な働きかけ(新規立ち上げに向けて) ・報酬改善に向けた国への要望など(新規事業として立ち上げられない要因が報酬の低さにある) ・計画相談の「終結」についての一定のガイドラインの必要性 ・相談支援専門員の潜在資格取得者の活用 <p>②居宅介護事業所の件数について、地域でばらつきがあり、設置数の少ない地域では、利用者に対し十分な支援が行えない状況にある。特に重度訪問介護を担える事業者が不足している。</p> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内居宅介護事業所への呼びかけ(障がいの指定を取ってもらうための取り組み) ・市内の社会福祉法人への積極的な働きかけ ・報酬改善に向けた国への要望など <p>③ショートステイ施設が不足しており、緊急時にすぐに受け入れ可能な施設がない。(事前登録や面談なしに受け入れ可能な施設がない)</p> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に生活上問題がない時期であっても、ショートステイを利用するなど、普段からの利用を促進する ・ショートステイ施設以外での利用の可能性(民泊・ビジネスホテル等)と、どのような条件を整えれば可能になるかなど展開していく必要性 <p>④日中活動先(生活介護・就労支援B型など)への送迎手段は、送迎がない事業所であれば、保護者あるいは本人が単独で公共交通機関を利用するしかないのが現状である。保護者の体調不良で送迎が難しくなった場合には、日中活動への参加が制限されてしまう。また、通所さえできれば、日中活動(就労継続含む)に参加できる方もいるが、送迎手段が確保されていない現状。</p> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎があれば、日中活動に繋がる利用者もいるため、既存の制度(例えば移動支援)について、利用範囲の拡大についての検討

4 自己評価を終えて		平成28年度	平成29年度
4-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	平成29年6月27日	平成30年6月26日
	出席者からの意見		
	0 相談支援事業所の概要	<p>・電話回線については、発信専用回線の増設を行った。発信専用回線を増設したことにより従来の回線が受信できる時間帯が増えた。(※受信回線を増やすことは容易くできるが、回線を増やしても電話を取れる区障がい者相談支援センター職員数に限りがあるため根本的な解決には至らない旨のご理解を求めた。)</p>	<p>・自己評価シートの記載方法についての工夫が必要ではないか。上段には取り組みできていなかった内容を記載し、下段には、その反省（自己評価）を受けて、次年度はどのように取り組むという記載にしなければ、わかりづらい ⇒ 参加委員のご意見を反映し、追記している</p> <p>・自己評価の評価基準が厳しすぎるを感じるの、評価点をもう少し上げてほしいのではないかと。 ⇒ 区障がい者相談支援センターとして取り組んでいるが、結果が伴わないものについては、全て「2」としているが、自立支援協議会の参加委員からのご意見を前向きに反映させていただく。</p>
	1 事業運営全般	<p>・現況の予算枠では、運営が非常に厳しいのではないのか。</p>	
	2 日々の相談支援業務	<p>計画相談における選定会議の内容を教えてください ⇒ 港区では、平成28年12月より、相談支援事業所連絡会内で選定会議を実施している。個人情報の提示内容について、他事業所からはできるだけ多くの情報を提示してもらうことで、手を挙げやすいといった要望もあがっていたが、障害者総合支援法においては、事業内容を問わず、事業者が利用者を選別するといったことはあってはならないことが前提であることを再度周知した。また現状においては、行政の責任において、限定された項目のみの個人情報提示となっている。</p>	<p>◆港区障がい者地域自立支援協議会と港区社会福祉協議会との連携が取れていないのではないかと。高齢・障がい・児童のそれぞれの分野で様々な取り組みを個々に実施しているが、肝心の連携が取れていない ⇒ 港区社会福祉協議会・見守りネットワーク委員を対象に港区障がい者相談支援センター（以下、区センターと表記）の周知する機会を作ってもらっている。これ以外にも、外部講師を招請して実施している勉強会なども、区センター職員や自立支援協議会の委員が講師となって、地域の課題について協働できる基礎づくりを積極的に行う。また、各連合会やふれあい喫茶などに、パンフレットを設置するなど、積極的な周知や取り組みを行い、地域と顔の見える関係を構築する。</p> <p>◆6月18日大阪北部を震源とする地震が起きた際、高齢者の安否確認は速やかに実施されているが、障がい者への取り組みが見えづらい ⇒ 高齢・障がい・児童と分断されている課題に対し、福祉部会等でのアピールが必須である。</p> <p>◆港区では、相談支援部会しか設置されていないので、各分野における部会の設立が課題ではないかと ⇒ 自立支援協議会主催の研修では、各分野を効果的に参画してもらおうよう防災などのキーワードを軸に要援護者のマップ作成やヘルパーに対して、緊急時どのような対応が必要か、などの研修を実施。そこから、連絡会（部会準備会）へスライドするなどして、港区地域における課題抽出と、相談支援体制を整備する</p>
	3 区における地域課題について	<p>①新規事業所(計画相談支援事業所)の立ち上げ研修実施に取り組んでいただきたい ⇒ 従来の立ち上げ研修に留まらず、なぜ立ち上げに至らないのか？その理由を明確に提示した上で、予算以外で規制緩和が可能な部分についての検討・意見交換を行政とともに進めることが必要。</p> <p>②保健福祉担当(受付窓口)と区相との効果的な連携を ⇒ 計画相談の差し戻しが増加している件について、申請時において計画相談支援の制度や流れについて、利用者が理解されないままでの申請になっていることが理由のひとつに挙げられる。障害福祉サービスが必要な状況かどうか、本人に利用の意思があるかどうかなどの見極めが難しい場合は、委託相談の枠組みにおいて本人のアセスメントを行い、確実な計画相談利用への体制と整える必要がある。</p> <p>③差別解消法・虐待防止法における具体的な取り組み(研修等)の実施、周知が必要 ⇒ 差別や虐待についての制度や枠組みを周知することはもちろん重要な責務である。しかしながら、法律や制度の本質をしっかりと理解して頂かなければ、通報件数が増えないし、ケースの積上げがなされない。関わっている全ての方が本人の主張を受け入れる土壌の形成を行っていく。</p>	<p>●地域との連携 顔の見える関係から「顔の向こう側が見える関係」へ発展させるといふ表現は抽象的でわかりづらい。具体的にどのようなことを指しているのか？ ⇒ 顔の見える関係は、あくまで顔を知っている(〇〇事業所の△△)状態であり、もう一步発展させた関係性。つまり、地域の課題について取り組む上で、それぞれの専門性を活かして、協働するまでの関係性・地域づくりを目指したいと考えている。</p> <p>●社会資源の開拓に向けて 緊急時のショートステイは、事前登録がなければ難しい現状があるため、定期的にショートステイを利用することも必須であると思われる ⇒ 本人が状態の良い時にショートステイを利用できるよう動きを念頭に置き、新しい社会資源の開拓とそれに関連する課題の調整については、継続して取り組む所存です。</p>

4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	平成28年度	平成29年度
	<p>平成27年度に前受託法人から事業を引き継いだ際の計画相談支援達成率は4.6%（平成27年3月末）であったが、平成29年3月末では、37.4%まで達成率を引き伸ばすことができ、315名の方が計画相談支援を利用されている。しかしながら、依然として、527名の方は計画相談支援の利用に至っていない現状がある。この527名の方が計画相談支援を利用希望されるに当たり、港区の既存事業所だけでは、受け入れ困難となることが予想される。各相談支援専門員のスキルアップと平行し、新規事業所の立ち上げに向けた新たな取り組みが今後も引き続き、必須課題であると認識している。さらに、障がい者虐待の通報件数が極端に少ない現状において、本来必要であるはずの通報がなされず、虐待事案が埋もれてしまっている現状があるのかどうかについて、行政・区相はもとより、地域に対してより専門的な研修、周知を行い検証する必要がある。差別解消法についても同様であるが、単純に相談支援の延長と捉えて対応することで、差別を差別として捉えられていない支援者の認識不足についても問題提起し、地域における権利擁護の底上げを推し進める。また、区の地域課題にも拳がっていたように、計画相談の差し戻しが増加している背景を紐解くと、計画相談支援の制度について利用者本人に理解してもらえるような説明や取り組みが脆弱なだけでなく、本人意向を無視し、支援者目線での利用申請に至っていることも少なくない。改めて、エンパワメントの視点に立ち支援することが、本人の権利擁護に繋がることを意識した研修および、後方支援を行っていく。さらに計画相談支援の制度について、専門職はもとより、専門職以外（本人・家族・他事業者など）への周知が改めて必要で課題のひとつであると認識している。区の地域課題は、行政・区相がわかりやすく問題提起する必要があるが、従来の港区障がい者地域自立支援協議会では、情報交換が主となっており、地域の課題の吸い上げ・整理・協議・区政への提言といった活動が少なかつたので、今後は明確な地域課題を掲げて地域として取り組み、今後より一層の相談支援体制の充実および、相談支援専門員や専門職のスキルアップに向けて、日々努めていく所存であります。</p>	<p>平成27年度の受託時より、引き続き膨大な業務量を抱え、日々過密な業務実態を呈している。当初は、計画相談支援事業所件数も圧倒的に少なく、計画相談の推進に伴い、加速化する依頼が一般相談業務を圧縮している状態であったが、2件の計画相談支援事業所が新設され、相談支援は「計画相談支援」で計画作成することといった本来の理念を見失うことのないよう、また港区障がい者相談支援センター（以下「区センター」と表記）が受託している役割が低下して、機能不全に陥ることのないよう、様々な支援に取り組んできた。右も左も分らない港区で3年間の事業展開ができたことは、港区行政はじめ、地域の関係機関・住民の協力があってのことである。</p> <p>港区における課題のひとつとしては、各相談支援事業所とも、相談支援専門員の質の担保が大きな課題となっている。とりわけ育成体制や専門的で効果的な研修のあり方などを重視されている。区センターと特定相談支援事業との役割分担は、明確に切り分けることはできないが、地域の相談支援事業所では、困難ケースの対応は区センターに全てを依頼すれば良いといった認識や、区センターは多岐にわたる支援が可能といった期待感も大きくなってきている。現在、相談支援部会では計画相談の選定会議を実施しているが、提供基盤の確保が困難な中、各相談支援事業所ともプラン作成の依頼が殺到しており、オーバーフロー状態となっている。港区だけの課題ではなく、近隣区はもとより大阪市全域で取り組むべき課題ではないのかと認識している。また、相談支援の提供がないまま（セルフプラン）、居宅介護事業所をはじめとするサービス提供事業所が、困難ケースを抱えこみ、撤退するしか策が無い状況となり、その結果、何のサービスにも繋がっていない人がいるなど、新たな地域課題も表面化している。</p> <p>さらに、相談支援事業所の新規参入も伸び悩み、既存事業所においては相談支援専門員の増員も見込めず、常に人材不足が常態化している。そのような中で、相談員が様々な視点からケースを分析評価する時間が取れないなど、本人の意向を反映したプラン作成ができないばかりではなく、業務過大により心理的は負荷、疲弊も増幅している。計画相談の推進にあたっては、セルフプランや基本相談支援のあり方を含め、安定したサービスの終結という考え方も検討していく必要を感じている。たとえば、障がい福祉サービスにつながらない生活相談や地域生活支援事業の利用など、区センターの委託業務と指定相談支援事業所の機能の中で、最適な役割分担と効果的で継続的な連携が図れるような仕組みを構築していく必要があると考える。</p> <p>今後は、地域の相談支援体制の全体像について具体的なイメージをもち、障がい分野だけに留まらず、他関係機関との重層的なケアマネジメントを行う体制が求められる。平成30年4月からは、区障がい者「基幹」相談支援センターとして名称変更となったが、さらなる相談支援体制の強化や、区レベルでの標準的な相談支援事業が展開できるよう、人材育成（相談支援専門員や専門職のスキルアップ）、関係者によるネットワーク強化に向けた取り組みが必須であると考えている。</p>